

平成22年度第3回滋賀県公立大学法人評価委員会開催結果（概要）

日 時 平成22年8月6日（金）10:00～12:00

場 所 本館3階 特別会議室

【出席委員】 坂口委員、佐和委員（委員長）、森委員、八幡委員

【欠席委員】 郷委員

【事務局】 西嶋部長、金房課長、橘参事、他関係職員

【県立大学】 曾我理事長（学長）、川口副理事長、他関係職員

開会

（佐和委員長）それでは、進行に関して事務局から説明をお願いします。

（事務局）進行について説明。

【議 題】

1.平成21年度財務諸表等について

2.平成21年度の利益処分について

（委員）国立大学の第 期中期期間は、交付金が1%ずつ減らされたが、滋賀県立大学の状況はどうか。

（事務局）1%カットということは行っていないが、毎年度約1億円ずつ減額している。

（委員）率にすると1%よりも大きいのか。

（大学）毎年3%の減で、この3年間で10%を超えた。大学としては県に直接、運営費交付金の増額を要求できないので、地方交付税を上げてもらうことを目標に、公立大学協会を通じて取組を行ってきた。その結果、22年度には基準財政需要額積算のための単位費用が、昨年度と比べて文系で9.3%増となった。

（委員）資料4-2、P.13(6)引当金の明細では、賞与引当金は何も説明が書いていないが、270万円から50万円に残高が変わっている。退職給付引当金では、「近江環人地域再生学座」事業が受託事業から補助金に変更されたことが理由と書いているが、賞与引当金の減も同じ理由か。

(大学) 退職給付引当金と同じように、近江環人事業が受託事業から補助金に変更されたためである。

(委員) そうであれば、なぜ引当金として積む必要がないのか、詳しく教えて欲しい。

(大学) 国から受託したときに、運営費交付金などの補助金で退職金を支払う場合は、引き当てをする必要がないと会計基準にある。一般の職員も引き当てを行っていない。

(委員) 人が外部に出たのなら、精算して対象から外れるというのは分かる。しかしこの場合は、対象となる人が大学の外に出たのではないだろう。補助金等の収入は引当金にはなじまないと言うことで、退職の事実があったときには補助金がもらえるから引当金はいらぬという現金ベースの話であると思うが、会計的処理には、それだけのものが負担になっていくのではないかと思う。費用計上で言えば、各年度に費用として計上すべきで、それを積んで引当金という状況があって、払う時には補助金という収入があるから、その現金の手当はその年度で行われるのではないかと思うがどうか。

(大学) 各年度に費用として計上するのが通常の処理の仕方であるが、公立大学法人としては、運営費交付金や補助金で退職金を支払う場合は、引き当てる必要はないとの考え方から、それに基づいて引き当てはしていない。

(委員) あとでその規程類を見せていただければよいが、一般的な会計事象に対する考え方とは異なっているなということである。

(大学) 確かに法人の中には退職積立金という制度がない。任期付き教員の場合の退職積立金は本来やっておかないといけないが、未整備と思っている。国立大学の場合は、毎年度退職積立金が来ており、使わなかった場合には年度末に返すという措置をとっておられる。それが公立大学法人にはなく、全て県でやっている。退職金については、積立金制度を持っていないので、その影響が出ている。こうせざるをえなかったのであるが、大学として考えていけないといけない。

(大学) 退職給付に係る会計基準については、地方独立行政法人の会計基準に書いてあり、会計監査人からも了解を得ている。今後の制度の問題として検討すべきことはあるが、決算の数字としてはこういう処理をせざるを得ない。根拠については、後日お示しさせていただく。

(大学) 昨年度もおられた委員はご存知だと思うが、その年度の利益をどう振り分けるか、昨年度から目的積立金と積立金に分けている。21年度の予算、決算の前では、その過程で目的積立金以外に積立金というものが出てきた。資料4-2P.14(9)積立金等の明細および目的積立金の取り崩しの明細、(9)-1積立金の明細では、当期においては積立金と目的積立金が増加し、当期減少額は目的積立金のみ。その下(9)-2目的積立金の取崩しの明

細は、二つに分かれている。目的積立金取崩額は、県からの交付金が3%減ったので、それを補填する形で研究費・図書費として取り崩して入れたもの。その他については資産購入等なので長期にわたるもの。今年については、目的積立金から86,942,123円引いているが、この一部は積立金から減らして当然ではないかという気がする。積立金は、年度末や中期期間が終わった時の赤字になったものを補填するもの。目的積立金は、大学の教育をよくするためにやっていくものだとする、赤字補填のために目的積立金を使ったということになる。自分たちの努力でやってきたものは、自分たちの目的に使って構わない。積立金は、県が公務員の給与カットで下げた分。法人としてそれに倣う必要はない。しかし県からの出向者もあり、県の給与基準に合わせる形で作ったということからすると、努力の一部とも考えられる。

(大学) こういうことをするために目的を持って使うというのが目的積立金であり、教育研究目的の費用が発生するというのは、毎年度の赤字を補填していると一般の方はとらえられるのではないかと思う。

資料4-2のP.3損益計算書の下に目的積立金取崩額として、54,498,831円と書いているが、これは損益計算上、ここから入れることによって、当期利益というものが出てくる。前の分を繰り入れてこのようになっている。たこが自分の足を食べているようなもの。経済の専門家が見てどう感じるかであるが、このように取崩額と書くと、赤字補填ととるような気がする。

(委員) 目的積立金を損益計算書の中に入れ込む場合、まさに目的使用の場合、例えば、創立20周年記念の目的で積み立てており、その年度にその事業を行ったという場合は、当然、損益計算書の上の方に経費が出ており、それは、目的使用として目的積立金の取り崩しというところに入れるのが基本的なスタイルである。つまり、目的を持って積み立てたものを、目的を達するようなコストがかかった場合には、目的使用として取り崩しをする。この内容がどうかというのではなく、スタイルで言うと、目的積立金の取り崩しは、目的積立金の積み立てた目的があったから取り崩したということで、それが当期純利益となる。当期純利益となったものは、再度利益処分としてその数字が出てくる。1億円取り崩したら、未処分利益が1億円増える。目的積立金は減ったが当期利益は増える。また目的積立金に1億円積みめば、仕分けの面では何もしなかったことと同じになる。そこで、目的積立金の定義がどうであって、目的積立金の目的や、取り崩す内容が妥当であるか否かは検討する必要があるが、当期純利益に目的積立金取崩額を足して当期総利益とし、それをまた目的積立金に積んだ時に、内容がはっきりとこの目的のために使った、今度はこの目的のために積むということが明確になった目的積立金であるかどうか。何周年事業などというのは分かりやすい目的積立金であるが、その目的がどのあたりのことを言うのかによって、これが正しいのかどうかの判断になってくる。

(大学) 資料4-3のP.14の摘要で書かれているように、昨年度この委員会で積立金と目的積立金に分けられた。毎年度このようなことが行われ、目的積立金で赤字補填をするということであれば、大学の活力に大きく関わってくる。大学の努力を削ぐのではないかと懸念して

いる。

(委員) 私学の収支決算書と国公立では違うと思うが、3%減じられて3年間で1割カットというのは大きなお金。基準財政需要額の積算単位費用が文系で9.3%増加された分は、大学へは渡っていないのか。

(大学) そのようなものはない。

(委員) 増えた分は県に入り、努力した分はお金ではもらっていないということか。

(大学) 地方交付税交付金は、もらったところが用途を支配するもので、単なる計算単価である。

(委員) 私学は国からの補助金と授業料収入で賄っており、思いがけなく支出が出る場合もある。その時には積立金で出してもいいのではないか。何かの目的のために積み立てているにもかかわらず、何の目的もないのに支出が多くなったので出すというのはおかしい。私学の苦しい財政状況から考えると、そのように思う。

(委員) 県側の考え方をお伺いしたい。

(事務局) 昨年度から一定のルールに基づき、厳密に積立金と目的積立金とに整理した。

(委員) 一定のルールとは？

(事務局) 資料9-1で、法人経営を行い決算時に剰余金が発生した場合には、積立金か目的積立金のいずれかに整理することになる。目的積立金に整理しようとするときは、経営努力をした、汗をかいたと知事が承認したときのみ積立ができる。判断基準としては、9-1の右下のから。として自己収入等による剰余金は、基本的に経営努力として認めるといもの。

の運営費交付金による剰余金は、計画どおり事業を実施した場合、本来収支は均衡することであり、法人が計画通り事業を行って、一方で県が交付金をカットしてもなお、そこから発生する剰余金は原則として経営努力として認定しようとするもの。運営費交付金の内、人件費にかかるものは原則として積立金とするもので、法人が経営努力によるものとして立証した場合は目的積立金として整理するもの。

考え方という点では、このルールに則り、目的積立金と積立金とに厳格に分けた。昨年度初めて積立金として積み立てたもので、もともとこれまでは全て目的積立金としてきたので、赤字補填の積立金を使おうとしても、そもそも積立金がないという状況であったので、それぞれの用途については今後の課題だと思っている。

(委員) 私から見ても奇異に思うのは、教育研究の質の向上および組織運営改善というのは、経常的な経費のような感じがする。なぜわざわざ積み立てて取り崩す必要があるのかと思う。

(大学) 今回利益として出ているのは、人件費での努力が大きい。やめられた先生がいても、他の先生に少し余分に講義を持ってもらって人件費を削減してきたという努力である。しかし、実際は、人件費の余った部分を教育研究に回しづらいシステムになっている。

(委員) 資料9 - 1の承認にあたっての基本方針にある「法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするもの」について、再度説明いただきたい。グロスで考えれば、全て経営努力であると思う。どこで発生させたかはとってつけたような話で、今回も を計算されて、目的積立金はこれだけであると数字が出されているが、これは100%正解などというのはいない話で、こういう考えでこうしようという妥協であって、裏返せば経営努力をしたから利益が出たのであってという話になった時に、基本的には全部目的積立金とする発想もあると思う。ただし、ここで積立金として積みなさいというものがあるのであれば、この規定の趣旨を教えて欲しい。これは不可避免的に発生する損失はあると思うので、利益の何割くらいは積み立てなさいと言う強制的に、不測の事態に備えておくべき数字、目的積立金が出てきて差額が積立金ではなく、積立金というのは法律上どういうものを立てなさいと。会社法で言うと、利益準備金というのは配当した分の10分の1で、資本金のどれだけに達するまでは積み立てなさいと、法律上課せられた積立金、初歩的な言い方では準備金と言うが、積立金が法で定められていたらこちらの方が強制目的(準備金)なので、どうなっているか教えて欲しい。

(事務局) 地方独立行政法人法第26条は、中期計画について書かれているもので、第2項には中期計画に掲げる事項が定められている。その6番目に、剰余金の使途があがっており、その使途が、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」として中期計画に書かれている。これが、法第26条第2項第6号の内容である。委員のご指摘のように、法律で剰余金は全てこの用途にしていという内容が、この条項に書かれているわけではない。次に利益剰余をどのように整理するかについては、法第40条が利益及び損失の処理等書いている。年度終了時の利益処分については、通常は積立金として整理することが前提となる。その中で、知事の承認を受けて次の年度計画にかかる中期計画記載の使途に充てることができる、知事が承認したものが目的積立金として積めるということになる。委員会では、昨年度人件費についてのルールを定め、それに則って目的積立金がこれだけという額を取り出している。

(委員) 資料4 - 2のP. 5では、当期利益が242,772,006円あった。利益処分するときには、計算すると173,955,517円が目的積立金となり、残りが積立金となりましたということ。

(大学) 目的積立金をどこに入れているかということ、教育研究の赤字を埋めるために入れている。法第40条に従うとすると、前事業年度から繰り越した損失をうめるとあり、大学には赤字の予算決算を出すことが許されているということになる。外に向けては赤字を出せないで、それをしてこなかった。それで毎年剰余が出るが、教育研究費が足りない時にどこから借入金を入れるか。それを目的積立金から入れている。「教育研究目的の費用発生による」というのは、あくまでも一般的な教育研究の費用が足りなくなってそれを補うためである。昨年

までも、教育研究費の赤字を目的積立金から補填して、人件費の剰余金を目的積立金に入れてきた。そういう操作をすることが地独法の趣旨と合わないのではないか。

(大学) 国立大学法人は16年度に独立行政法人化され、21年度に第 期の中期目標期間が終わった。今年の3月末で国立大学法人が、目的積立金をどう処分されたのかが、公立大学の大きな関心となっている。公立大学は、順次法人化したので、滋賀県立大学は18年度に法人化し、23年度が中期目標期間の最終年度となる。国立大学法人の状況を聞いてみると、第 期内に使ってしまうないと繰越が出来ないと文部科学省の指導もあったように聞いており、21年度中に使ってしまうという処理をされている。一方で文部科学省のホームページ資料によると、国立大学法人全体で3500億円の目的積立金が出ており、結果としてその8割くらいの2800億円が繰越として認められている。個々の大学で見ると、ほとんど繰越が認められているところと、ある大学のように繰越がゼロというところもある。その個々の状況はまだつかんでいないが、公立大学法人はこれから第 中期目標期間の終期を迎える。積立金、目的積立金をどう処理していけるのか。県がどう考えておられるのか、大学としてどう考えるべきなのか、評価委員会としてどう考えていただけるのか。時間が迫ってきているので、その心配があるという背景がある。その上で県立大学の状況を見ると、21年度単年度で大きな黒字を出すことが出来た。その要因は人件費で、それもほとんど努力ではないかと。あとで説明があると思うが、県も大学の努力を認めていただいている。そうすると目的積立金がさらに積み上がる。まずは、21年度の目的積立金を認めていただけるのが第一の課題。その次に、23年度末にその目的積立金をどう処分できるのか、県としてどう考えていただけるのか。国立大学のように23年度までに使えとなるのか、繰越となるのか、これは県と大学とのこれからの話になる。一方で、県の非常な財政状況も分かっているつもりなので、削減をされた中で日々努力をして、なんとか大学の運営をしようという苦労があるから、なんとかいい方法がないかということで、まず目的積立金は大学のために使わせていただきたいと、県に認めていただきたいと。また、目的積立金とは別に、経営努力ではない部分の積立金も、大学も県のルールに基づいて分けている。これを今さら変更する気はなく、21年度の仕分けについてご審議をいただくことになるが、今後の問題として22年度予算でこの積立金をどうするのか、あるいは決算で剰余が出たらどうするのか、23年度予算では目的積立金の部分をどうするのか。国立大学のように全て使わないといけないのであれば、23年度予算で全て積立金や目的積立金を使ってしまわないといけなくなる。これから、県と大学との折衝があるので、出来るだけ大学に配慮してくださいということの一つのやり方として、積立金から取り崩すやり方もあるのではないかという提案である。いずれにせよ、大学の要望は主張し、県としての立場もあるので、大学と県とで十分に調整しながらやるべきものと思っている。

(委員) 資料にある21年度の利益処分案を、評価委員会として認めるかどうかである。

(委員) 国立大学の場合、大学によって中期目標期間が終わったときの利益が違い、旧帝大では200億円くらい1大学で出ている。会社と大学法人の大きな違いは、収入が期首に分かっているということ。授業料収入と国からの交付金、県からの運営費交付金がいくらと、収入は

最初から完全にわかっていて、これは会社経営と全然違うこと。あとはその範囲内で費用をどうするかということで、どうしても節約本能が働いて、人を減らすなどでなんとか利益を出す。もちろん赤字になった場合などは規約や法律で決まっている。いずれにせよ問題となっているのは、人件費とその他経費というものは線引きされた形でお金がかかる。結果的には教育研究経費で不足が生じる。しかし人件費を経営努力と言うかどうかは別として、国立大学でも人事院勧告で去年はボーナス部分がかなりの割合で減った。県でも同じだと思うが、当然剰余が出る。この資料9 - 1の で「実績により生じた剰余金については積立金とする」とあるが、実績とどのような意味か。

(事務局) 予算に対しての実績という意味で、予算を立てた時点では先ほどの期末勤勉手当の減額はわからないわけで、実際ふたを開けてみてその年度が終わった結果の数字ということ。

(委員) そうすると給与の期末勤勉手当の一定の比率削減により余った人件費というのは、この文言からすれば目的積立金にしてもいいということか。

(事務局) 積立金である。

(委員) 「ただし、法人の創意工夫により」というのは、人を減らすとか若返らせるということか。

(事務局) 大学から説明があったように、突然欠員が出来た場合にきちんと穴埋めするのではなく、非常勤講師で対応したり、他の教員でまわるところを想定している。

(委員) その金額が173,955,517円で、県としては積立金と目的積立金の計上の仕方に対しては、必ずしも異議があるわけではないということか。

(事務局) 昨年度に県が示したルールで大学は仕分けられ、それを検証したものであり、そのまま承認という案である。

(委員) これは議題の2であるが、いかがか。

(委員) 先ほどのある大学は、目的積立金がすべてアウトと言われたのか。国立大学とは制度が違うかもしれないが、ここでいう目的積立金であるのか積立金なのか。

(大学) 目的積立金である。

(委員) ある大学では、積立金と目的積立金という概念に分かれていたのか。その大学で目的積立金の繰越がアウトだとされると、積立金と目的積立金とに区分けする必要があるのかということ。中期目標期間が終わった段階で、余っていたら返せということであれば、賞与引当金の時に話があったように、必要な時にめんどろを見るから余っているものは返せなんて言われたら、積立金と目的積立金とに時間をかけて分けた意味がなくなる。

(大学) 手元にあるインターネットから入手した資料によると、目的積立金の繰越承認についてとなっている。一般論で申し訳ないが、公立大学法人の仕組みは国立大学法人に準じており、目的積立金と積立金の考え方も同じである。目的積立金の繰越も8割が認められているが、そうでない部分もあったという事実である。国の場合は判断が一本であるが、公立大学法人は設置者が違うので判断が違って当然である。だからこそ、大学としては県がどう考えられているのかということをおおまかじめ調整をさせていただきたい。

(委員) 今回、これがいいか悪いかということであるが、これをきちんと評価するためには、県が積立金と目的積立金に対する取扱いが違う、積立金は返してください、目的積立金は残しますということが確認されたら、これは真剣に議論してやるべき。目的積立金であっても返せということであれば、この議論の意味はない。今年度は、前年度積み立てた目的積立金を取り崩している。それは、教育研究経費ではマイナス、人件費でプラスだったので、教育研究経費に対応するものは取り崩すということで、理事長としてはどうかと思うとのことだろう。私も個人的にはそう思う。目的積立金を要素に分けて、あえて片方でマイナスを出し、片方で繰り入れる。今年度分も1億8千8百万円余が、本当の意味の収入に対してコストがかかり、利益が出たと止めておいて、それを未処分利益に持ってきて、それを目的積立金と積立金とに分けて積んでいく。県が目的積立金は残してあげるといふ話であれば、評価委員会としての意見として、本当に経営努力かどうかをシビアに見ていく意義が出てくる。

(委員) 議題1の財務諸表等についてと、議題2の利益処分についてとに分かれているが、財務諸表等のなかに利益処分が含まれているものである。財務諸表等について承認することとは、利益処分も承認したことになる。資料4-1から資料4-5について簡単に説明いただき、先ほどからの利益処分の議論とあわせて承認してはどうかと思う。

(事務局) 資料9-2に基づき、利益処分(案)について説明

(委員) この財務諸表等については、ほとんどが利益処分に関わることで、資料9-2の裏面の算定がより分かりやすい。人件費執行残という経営努力の結果でない人件費の剰余が積立金、目的積立金は経営努力による人件費による削減分、および自己収入による剰余、運営費交付金による剰余という構成で、前年度からのルールに従ってのものである。他に全体について、議論はあるか。

(委員) 運営費交付金による剰余が約1800万円出ているが、赤字だから前年度の目的積立金5400万円を取り崩してということが一方にある。これはどう解釈すればいいのか。

(大学) 前年度までの目的積立金から借り入れてこの結果である。目的積立金が3年でどれだけになったかということ、1年ごとの額を足していったものよりも減っている。外から見ると、県立大学はどんどん儲かっているように見える。しかし、このためには借入金のかわりに貯金を費やしていることが出てこない。県立大学の財政状況を理解してもらうために、うまくい

っているのかどうか。今年は2億4千万円利益が出た。その理由は研究教育経費の中に持っているものを使ったからと言える。会計上の問題があり、今年度これだけ利益が出たのであれば、もっと運営費交付金を減らしてもいいのではないかなってしまう。

(委員) 積立金と言うと、お金が積み立てられていると思うので、単に積立金と言わないで、積立金に入れないで、剰余金をうまく使う方法はないのか。目的積立金というのは、教育の質を向上するための目的があるのであれば、そこから引いていくのは構わないが、積立金からマイナスをするという言葉の使い方に工夫が出来ないか。法人設立時に、剰余金の返還義務などについての取り決めはなかったのだろう。私学の場合は、全て自分たちの責任であるが、目的積立金という言葉が外から見たらわかりにくい。

(委員) 資料9 - 2の裏面にも、利益処分と書いてあり、利益をどうするかというときに、2種類の積立金に分けて積み立てるというシステムになっている。利益を出すこと自体が良いか悪いかはさておき、積立金と目的積立金とに分割するという昨年度のルールに基づくとこうなるということで、ルールの変更をここで提案するわけにもいかないのが、積立金という言葉がおかしいと言えおっしゃる通りであるが、これを認めるかどうか。

(委員) 2億4千万円というお金は本当にあるのか。数字の上であるだけなか。

(大学) 数字の上だけだと思っている。平成18年度は1億4千万円の未処分利益が出た。19年度は2億円、20年度は1億3千万円。合計5億くらいある。その内、取り崩し額があるので、現在あるのは2億9千万円。それは経常費として使ってきたから。単年度ずつにすると貯まっているはずであるが、実際は貯まっていない。今年は2億4千万円積み立ててもらった。しかし22年度、大学としてやっていくためには9千万円不足しており、この中から9千万円使わないと大学としてやっていけない。見かけだけのものになっているのが正しくて、一般の方が見ると、大学はずいぶんお金を持っていると思われるだろう。

(委員) 最初はよくわからなかったが、この目的であったお金は他には使えないから、別のつぼに入れて使うということか。

(委員) 違うつぼに入れておかないと、積立金は中期期間が終わったときに県に返還することが資料9 - 1の図に明記されている。だから出来るだけ、大学としては目的積立金を多くしたい。大いなる可能性で、中期期間が終わったあともこちらは大学の手元に残るだろう。

(委員) 経営努力という言葉が、学校と会社とは違う。少しわかりにくかったが、何かの努力をされている以上は、それが自分たちで使えるようにならないと次に努力が進まない。努力の結果を目的積立金という名のもとにもう一度使われている。

(委員) 国立大学法人の場合、中期期間が終わってかなりの積立金を残している。それをどうするかという結論までに至っていないが、来年度の概算要求で各省に対して一律1割減というお

達しがあった。その時に国立大学法人に対して、利益をこんなに残しているということがある。第 中期では、交付金を毎年 1 % ずつ削減し、合計 6 % 削減された。それを今度の第 中期も 1 % 削減という結論が出ることをどの大学も期待していると思う。政権が変わったときは、この 1 % 削減もやらずに、大学の人材養成が重要で、コンクリートから人へということで、交付金は減らさないとも言われていた。結果的には、一番いい場合でも 1 % 減。ところが 200 億円も利益を出しているところはどうか。年間予算はせいぜい 1 千億円。それに対して 200 億円も手元に持っているという大学をどうするかということが議論されると思う。全ての大学で一律 1 % 削減とすると、お金の残っていない大学では大変なことになるだろうし、どんどんひどい状況に追い込まれる。またそんなにたくさん残している大学であれば、そこからは 1 % ではなく 5 % 削減でもいいのではないかと当然出てくるだろうし、大変な問題である。

(委員) それでは、財務諸表等については規定のルールに基づいてやっているものであり、ルールに疑問が残るところはあるが、今年度は承認するという事とする。

大学退席

3. 平成 21 事業年度に係る業務の実績に関する評価について

(委員) 事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 資料 10 に基づき、評価結果修正(案)について説明

(委員) 前回および前々回、皆様から頂戴した意見をふまえた修正案であり、ご異議はないか。

異議なし

(委員) それでは、この修正案のとおりとする。

(事務局) 資料 11 - 1 , 11 - 2 に基づき、評価結果(案)について説明

(委員) 業務運営の改善および効率化の項目が C のやや遅れているになっている。さきほどまでの説明で、業務運営の改善および効率化によって、あれだけの利益を出しましたということであるが、その辺りはどうか。

(事務局) この制度では、180 項目の中で機械的に評価している。どの都道府県も機械的な評価をしているが苦慮しているところ。理事長も、これを見て大学の業務が遅れていると判断されることを恐れられており、全体評価の記述の中でカバーできるようにしている。

(委員) ここでは、項目別評価の の数が一つになれば、業務運営の改善および効率化の評価は B

となるのか。

(事務局) その通り。

(委員) ぎりぎりのCである。

(委員) 昨年度はBが1つでAが4つであり少し評価が下がっている。19年度と比べると、少し上がっている。

(委員) 特に、質問、意見がないようなので、平成21事業年度公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価について、案のとおりとしていいか。

異議なし

(委員) なお、本評価については、「滋賀県公立大学法人評価の基本方針」にもあるとおり、評価結果(案)を法人に示し、意見の申し立ての機会を設けることとされているので、その手続きを行うこととする。

については、その意見等も踏まえ、字句修正等軽微な変更については、私に一任願いたい。

ただし、法人の意見等により内容が大幅に変更となる場合は、各委員に協議することとする。

(佐和委員長) それではこれで閉会する。